



長野県報

3月31日(木)
平成28年
(2016年)
号外

目次

規則

事務処理規則の一部を改正する規則(行政改革課) 1



事務処理規則の一部を改正する規則をここに公布します。
平成28年3月31日

長野県知事 阿部守一

長野県規則第31号

事務処理規則の一部を改正する規則

事務処理規則(昭和39年長野県規則第5号)の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「県立大学設立担当部長」の次に「、国際担当部長」を加え、同条第3項中「次長」を「次長(その事務についてリニア整備推進局長があらかじめ指定した次長に限る。)」に改める。

第9条第7項中「リニア整備推進局の次長が」を「事務を主管するリニア整備推進局の次長が、建設部長、リニア整備推進局長及び事務を主管するリニア整備推進局の次長がともに不在のときはリニア整備推進局の他の次長が」に改め、同条第11項中「が不在のときは」の次に「事務を主管する」を加え、「あらかじめリニア整備推進局長が指定した職員」を「リニア整備推進局の他の次長」に改める。

附則第5項中「当分の間」の次に「、第1号及び第2号に掲げる業務については」を加え、「委任」を「、第3号に掲げる業務については長野県長野地方事務所長に委任」に改め、同項に次の1号を加える。

- (3) 長野県長野保健福祉事務所・長野県北信消費生活センター庁舎及び長野県中央児童相談所における自動ドア点検業務

附則第6項中「同(66)、同(70)のア、」を「同(67)、同(71)のア、」に、「同(74)のア及び」を「同(75)のア及び」に、「同(66)のア」を「同(67)のア」に、「、同(70)のア」を「、同(71)のア」に、「同(74)のアの(7)」を「同(75)のアの(7)」に改める。

別表第1の1の(4)中「、異議申立て」を削る。

別表第2の1中「長野県工科短期大学校」を「工科短期大学校」に改め、同5の(7)のウの(7)中「第34条第1項」を「第40条第1項」に改め、同(4)中「第36条第2項」を「第42条第2項」に改め、同(ウ)中「第43条第1項」を「第49条第1項」に改め、同(15)のアの(ウ)中「第9条の3第11項」の次に「(第9条の3の2第2項の規定により適用する場合を含む。)、第9条の3の3第3項」を加え、同(イ)中「及び」を「(第9条の3の2第2項の規定により適用する場合を含む。))及び」に改め、同(カ)中「の規定」を「(第9条の3の2第2

項の規定により適用する場合を含む。)の規定」に改め、同(キ)中「同条第9項」の次に「及び第9条の3の3第3項」を加え、同(ク)中「の規定」を「(第9条の3の2第2項の規定により適用する場合及び第9条の3の3第3項において準用する場合を含む。))の規定」に改め、同(コ)中「の規定」を「(第9条の3の2第2項の規定により適用する場合及び第9条の3の3第3項において準用する場合を含む。))の規定」に改め、同(ク)を同(7)とし、同(シ)から(ハ)までを同(ス)から(ト)までとし、同(セ)の次に次の事項を加える。

- (シ) 第9条の3の3第1項の規定による一般廃棄物処理施設の設置の届出の受理

別表第2の5の(15)のウ中「第6条第6項」を「第7条第6項」に改め、同(19)のイを削り、同ウを同イとし、同エからコまでを同ウからケまでとし、同サ中「経営体育成交付金交付要綱」を「経営体育成支援事業費補助金交付要綱」に改め、同サを同コとし、同シを削り、同ス中「長野県環境保全型農業直接支援対策交付金交付要綱」を「長野県環境保全型農業直接支払交付金交付要綱」に改め、同スを同サとし、同セを同シとし、同ソを同スとし、同タ中「新規就農総合支援事業補助金等交付要綱」を「新規就農・経営継承総合支援事業補助金等交付要綱」に改め、同タを同セとし、同チを同ソとし、同ツを同タとし、同(19)に次の事項を加える。

- チ 水田農業所得向上緊急支援事業費補助金交付要綱(平成27年3月27日付け26農技第632号農政部長通知)の規定に基づく補助金の交付

- ツ 畜産競争力強化対策整備事業補助金交付要綱(平成27年7月16日付け27園畜第403号農政部長通知)の規定に基づく補助金の交付(事業が県全域にわたる団体に係るものを除く。)

別表第2の5の(22)のアの(7)中「第11条の7第1項」を「第11条の17第1項」に、「又は廃止の承認」を「及び廃止の承認並びに同条第4項の規定による共済規程の変更の届出の受理」に改め、同(イ)中「第11条の23第1項」を「第11条の42第1項」に、「及び廃止の承認」を「の承認並びに同条第4項の規定による信託規程の変更及び廃止の届出の受理」に改め、同(ウ)中「第11条の29第1項」を「第11条の48第1項」に、「又は廃止の承認」を「の承認並びに同条第4項の規定による宅地等供給事業実施規程の変更及び廃止の届出の受理」に改め、同(イ)中「市町村の」を「一の地方事務所の管轄」に改め、同(ウ)中「第64条第2項及び第65条第2項」を「第65条第2項及び第70条の3第3項」に改め、同(カ)中「1」を「一の」に、「第86条第2項」を「第64条の2第2項」に、「嘱託登記」を「通知」に改め、同(コ)中「第72条の12の6」を「第72条の22」に改め、同(シ)

を削り、同(ス)中「第64条第4項」を「第54条の2第1項、第64条第4項及び第5項」に、「第72条の13第2項、第72条の16第4項、第72条の17第2項、第72条の18第3項及び第72条の18の10」を「第72条の29第2項、第72条の32第4項、第72条の34第2項、第72条の35第3項、第72条の44及び第73条の10」に改め、同(ス)を同(シ)とし、同(セ)中「第72条の12の8第3号」を「第72条の24第3号」に改め、同(セ)を同(ス)とし、同アに次の事項を加える。

(セ) 農事組合法人に関する第80条において準用する第73条の10の規定による届出の受理

別表第2の5の(22)のイ中「第14条第2項、第15条及び第19条から第21条まで」を「第12条第2項、第13条、第16条、第18条及び第19条」に、「第16条」を「第17条」に改め、同(26)を次のように改める。

(26) 中山間地域特別農業農村対策事業に関する事項

中山間地域特別農業農村対策事業補助金交付要綱(昭和48年長野県告示第488号)の規定に基づく補助金の交付

別表第2の5の(32)のイを同ウとし、同アを同イとし、同イの前に次の事項を加える。

ア 農産物検査法(昭和26年法律第144号)の規定に基づく次の事項

- (7) 第30条第1項の規定による報告の徴収
- (イ) 第30条第2項の規定による報告の徴収
- (ウ) 第31条第1項の規定による立入調査及び質問
- (エ) 第31条第2項の規定による立入調査及び質問

別表第2の5の(40)のアの(7)中「(カ)、(キ)及び(ク)」を「(イ)、(ロ)及び(コ)」に改め、同(ウ)中「長野県農業会議又は農業委員会」を「農業委員会又は機構」に改め、同(42)のソを次のように改める。

ソ 長野県多面的機能支払交付金交付要綱(平成26年4月1日付け26農整第172号農政部長通知)の規定に基づく交付金の交付(事業が県全域にわたる団体に係るものを除く。)

別表第2の5の(47)のアの(7)のc中「(68)のアの(7)」を「(69)のアの(7)」に、「(68)のアの(カ)」を「(69)のアの(カ)」に改め、同エ中「森林造成事業補助金交付要綱(昭和49年長野県告示第481号)」を「信州の森林づくり事業補助金交付要綱(平成27年3月31日付け26森推第861号林務部長通知)」に改め、同チ中「地球温暖化防止のための緑づくり活動推進事業補助金交付要綱(平成14年長野県告示第311号)」を「温暖化対策協働活動推進事業補助金交付要綱(平成20年3月31日付け19森整第905号林務部長通知)」に改め、同(47)に次の事項を加える。

マ 里山活用推進リーダー育成事業補助金交付要綱(平成27年4月10日付け27信木第31号林務部長通知)の規定に基づく補助金の交付

別表第2の5の(62)のクの(7)を同(ホ)とし、同(ヒ)を同(ハ)とし、同(ハ)を同(7)とし、同(7)中「第24条の2」を「第24条の2第1項」に改め、同(7)を同(ヒ)とし、同(7)から(ホ)までを同(ト)から(ハ)までとし、同(ト)の前に次の事項を加える。

(7) 第20条の4の2第2項の規定による販売業者の承継の届出の受理

別表第2の5の(62)のクの(イ)を同(ウ)とし、同(セ)から(ク)までを同(7)から(マ)までとし、同(ス)中「受理」を「受理(第1種貯蔵所に係るものに限る。(イ)及び(イ)において同じ。)」に改め、同(ス)を同(セ)とし、同(シ)中「第1種貯蔵所に係るものに限る。(イ)から(イ)まで」を「製造施設にあつては、現地検査に限る。(7)」に改め、同(シ)を同(ス)と

し、同(イ)から(イ)までを同(ウ)から(シ)までとし、同(7)の次に次の事項を加える。

(イ) 第10条の2第2項(第24条の2第2項において準用する場合を含む。)の規定による第2種製造者の承継の届出の受理

別表第2の5の(62)のケの(イ)中「において」を「、第28条第3項及び第33条第3項において」に、「保安統括者等」を「保安統括者」に、「限る」を「限る。(ウ)において同じ」に改め、同(ウ)中「第28条第3項において準用する第27条の2第5項」を「第27条の2第6項」に、「販売主任者又は取扱主任者」を「保安技術管理者又は保安係員」に改め、同サの(カ)中「(ホ)、(キ)、(ク)、(ケ) から(コ)」を「(カ)、(キ)、(ク)、(ケ) から(ト)」に、「(7)」を「(ホ)」に改め、同セの(ス)を同(セ)とし、同(セ)から(シ)までを同(ク)から(ス)までとし、同(カ)の次に次の事項を加える。

(キ) 第37条の4第4項において準用する第37条の3第1項の規定による充てん設備の完成検査(現地検査に限る。)

別表第2の5の(62)のソの(キ)中「(コ)」を「(ホ)」に改め、同(78)を同(79)とし、同(71)から(77)までを同(72)から(78)とし、同(70)に次の事項を加える。

ツ 信州健康エコ住宅助成金交付要綱(平成28年3月23日付け27建住第485号建設部長通知)の規定に基づく助成金の交付

別表第2の5の(70)を同(71)とし、同(66)から(69)までを同(67)から(70)までとし、同(65)の次に次の事項を加える。

(66) 登山の安全対策に関する事項

ア 長野県登山安全条例(平成27年長野県条例第52号)第21条第1項の規定による登山計画書の受理

イ 登山口看板(安全登山普及推進事業に係るものに限る。ウにおいて同じ。)の設置に係る工事の施行(契約額が800万円以上の工事の検査を除く。)。ただし、次の事項はあらかじめ知事の承認を要するものとする。

(7) 予定価格が8,000万円以上の工事の請負契約に係る業者の選定

(イ) 実施設計書の内容変更(軽微な変更を除く。)

(ウ) 施行通知に掲げられた事項の変更

ウ 登山口看板の維持管理に関すること。

別表第2の6の(8)中「スモンに対する施術給付等実施要綱(昭和54年長野県告示第2号)」を「スモンに対するはり、きゅう及びマッサージ治療研究事業実施要綱(平成27年11月11日付け27保疾第719号健康福祉部長通知)」に改め、同(9)中「昭和55年長野県告示第409号」を「平成27年11月11日付け27保疾第723号健康福祉部長通知」に改め、同(12)中「平成元年10月20日付け元保第537号衛生部長通知」を「平成27年11月11日付け27保疾第721号健康福祉部長通知」に、「第4第1項」を「第4条第1項」に改め、同(15)のアの(ケ)中「検査」を「立入検査」に改め、同(セ)を同(イ)とし、同(イ)の前に次の事項を加える。

(イ) 第57条の2第2項の規定による情報又は資料の提供その他協力の要請

別表第2の6の(15)のアの(イ)を同(ウ)とし、同(シ)中「第56条第4項」を「第56条第8項」に改め、同(シ)を同(セ)とし、同(セ)中「第56条第3項」を「第56条第7項」に改め、同(イ)を同(ス)とし、同(コ)中「第56条第2項」を「第56条第6項」に改め、同(コ)を同(シ)とし、同(ケ)の次に次の事項を加える。

(コ) 第56条第4項の規定による勧告

(ク) 第56条第5項の規定による公表

別表第2の6の(20)のア中「(7)に」を「(ハ)に」に改め、同アの(ウ)中「第34条の15第1項」を「第34条の18第1項」に改め、同(ク)中「第34条の15第2項」を「第34条の18第2項」に改め、同(ク)中「第34条の15第3項」を「第34条の18第3項」に改め、同(ク)中「第34条の17第1項」を「第34条の18の2第1項」に改め、同(ク)中「第34条の17第3項」を「第34条の18の2第3項」に、「改善命令」を「事業の制限及び停止」に改め、同(ニ)中「第35条第6項」を「第35条第11項」に改め、同(ク)中「第35条第7項」を「第35条第12項」に改め、同(ホ)中「保育所」の次に「、幼保連携型認定こども園」を加え、同(ハ)中「第57条の3第2項」を「第57条の3第3項」に改め、同(ハ)を同(ニ)とし、同(7)を同(ハ)とし、同(ヒ)中「第57条の4第2項」を「第57条の4第3項」に改め、同(ヒ)を同(7)とし、同(ハ)の次に次の事項を加える。

(ト) 第57条の3の3第4項の規定による報告等の命令及び質問

別表第2の6の(20)のウ中「検査(保育所)」を「立入検査(保育所及び幼保連携型認定こども園)」に改め、同エ中「及び地域子育て支援拠点事業」を「、地域子育て支援拠点事業、子育て援助活動支援事業及び利用者支援事業」に改め、同ケ中「保育対策等促進事業費補助金交付要綱(平成20年10月16日付け20こ家第371号社会部長通知)」を「子ども・子育て支援事業交付金交付要綱(平成27年10月23日付け27こ家第452号県民文化部長通知)」に改め、同コ及びサを削り、同シを同コとし、同(26)中「長野保健福祉事務所・北信消費生活センター庁舎」を「長野県長野保健福祉事務所・長野県北信消費生活センター庁舎」に改め、同12中「長野県工科短期大学校長」を「工科短期大学校長」に改め、同12の(2)中「長野県工科短期大学校条例」を「工科短期大学校条例」に改め、同(2)のア中「第4条第1項」を「第5条第1項」に改め、同イ中「第4条第2項」を「第5条第2項」に改め、同エ中「第9条ただし書」を「第10条ただし書」に改め、同エを同オとし、同ウ中「第8条」を「第9条」に改め、同ウを同エとし、同イの次に次の事項を加える。

ウ 第5条第3項において準用する同条第1項の規定による入学審査の実施及び入学の許可

別表第2の14の(9)のアの(ク)を同(サ)とし、同(ク)を同(コ)とし、同(サ)を同(ク)とし、同(ク)の前に次の事項を加える。

(ク) 第15条第3項の規定による検体及び感染症の病原体の提出並びに検体の採取の要求

別表第2の14の(9)のアの(カ)を同(キ)とし、同(キ)の次に次の事項を加える。

(カ) 第14条の2第2項の規定による検体及び感染症の病原体の受理

別表第2の14の(9)のイ中「健康診断、就業制限及び入院」を「就業制限その他の措置」に改め、同イの(ウ)及び(エ)を削り、同(7)を同(ホ)とし、同(ヒ)を同(ハ)とし、同(ハ)を同(7)とし、同(イ)中「第17条第3項及び第4項」を「第16条の3第5項及び第6項」に改め、同(イ)を同(ヒ)とし、同(コ)から(ネ)までを同(シ)から(ハ)までとし、同(ク)中「(コ)から(7)」を「(シ)から(ホ)」に改め、同(ク)を同(サ)とし、同(ホ)から(ク)までを同(キ)から(コ)までとし、同(イ)を同(カ)とし、同(7)を同(ホ)とし、同(ホ)の前に次の事項を加える。

(7) 第16条の3第1項の規定による検体の提出及び検体の採取の勧告

(イ) 第16条の3第3項の規定による検体の採取

(ウ) 第16条の3第5項の規定による通知(第44条の7第9項、第45条第3項及び第49条において準用する場合を含む。(イ)において同じ。)

(エ) 第16条の3第6項の規定による書面の交付

別表第2の14の(9)のウの(ク)中「第36条第3項(第50条第4項)」を「第36条第4項(第50条第6項)」に改め、同(ク)を同(ト)とし、同(ウ)を同(シ)とし、同(セ)中「第50条第3項」を「第50条第5項」に、「(ウ)」を「(シ)」に改め、同(セ)を同(ウ)とし、同(イ)から(ス)までを同(ホ)から(チ)までとし、同(7)を同(ホ)とし、同(ホ)の前に次の事項を加える。

(7) 第26条の3第1項の規定による検体及び感染症の病原体の提出の命令

(イ) 第26条の3第3項の規定による検体及び感染症の病原体の収去

(ウ) 第26条の4第1項の規定による検体の提出及び検体の採取の命令

(エ) 第26条の4第3項の規定による検体の採取

別表第2の14の(9)のカの(ウ)を同(フ)とし、同(イ)から(セ)までを同(エ)から(チ)までとし、同(7)を同(ウ)とし、同(ウ)の前に次の事項を加える。

(7) 第44条の7第1項の規定による検体の提出及び検体の採取の勧告

(イ) 第44条の7第3項の規定による検体の採取

別表第2の14の(12)のアの(ク)中「(ク)」を「(フ)」に改め、同(13)のウ中「平成16年長野県告示第425号」を「平成27年3月25日付け26保疾第1118号健康福祉部長通知」に改め、同(13)に次の事項を加える。

エ 長野県不育症治療支援事業実施要綱(平成27年3月25日付け26保疾第1119号健康福祉部長通知)の規定に基づく助成金の交付

別表第2の14の(14)のアに次の事項を加える。

(ク) 第32条第1項の規定による勧告

(コ) 第32条第2項の規定による命令

別表第2の14の(34)中「採血及び供血あつせん業取締に」を「安全な血液製剤の安定供給の確保等に」に、「採血及び供血あつせん業取締法」を「安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律」に、「第12条第1項」を「第23条第1項」に改め、同(38)中「第7」を「第7条」に改め、同37の(4)のウの(イ)を同(ウ)とし、同(7)の次に次の事項を加える。

(イ) 第5条第2項の規定による流水占用料等(発電に係る流水占用料を除く。)の減免

別表第2の37の(20)を同(21)とし、同(19)のア中「第25条の6」を「第25条の14」に改め、同イ中「第25条の7」を「第25条の15」に改め、同ウ中「第25条の8」を「第25条の16」に改め、同エ中「第25条の10」を「第25条の18」に改め、同(19)を同(20)とし、同(18)の次に次の事項を加える。

(19) 用悪水路及び溜池の譲与に関する事項

公共用財産事務処理要領(昭和58年4月1日付け58監第15号土木部長通達)第4章の5の規定による用悪水路及び溜池の譲与の証明に関すること。

別表第2の38中「(19)」を「(20)」に改める。

別表第3の2中「同(15)のアの(ナ)及び(ニ)」を「同(15)のアの(ニ)及び(ス)」に、「同(66)のアの(7)」を「同(66)のア、同(67)のアの(7)」に、「同(67)のアの(ウ)」を「同(68)のアの(ウ)」に、「同(68)のアの(ニ)」を「同(69)のアの(ニ)」に、「同(70)のアの(7)」を「同(71)のアの(7)」に、「同(72)の

アの(7)を「同(73)のアの(7)」に、「同(75)のキ」を「同(76)のキ」に改め、同6中「同(9)のアの(カ)から(ケ)」を「同(9)のアの(キ)及び(ク)から(ク)」に、「ウの(コ)から(ク)まで及び(ク)」を「ウの(セ)から(フ)まで及び(ト)」に、「カの(ス)」を「カの(リ)」に、「(セ)及び(リ)」を「(リ)及び(フ)」に改める。

別表第4の1の(2)中「、異議申立」を削り、「不服申立」を「不服申立て」に、「裁決」を「裁決等」に改め、同2の(2)中「、異議申立て」を削り、「裁決」を「裁決等」に改め、同3の(5)中「、異議申立て」を削る。

別表第8の2の(4)のアの(イ)を同(ト)とし、同(ウ)から(リ)までを同(エ)から(イ)までとし、同(イ)の次に次の事項を加える。

(ウ) 第9条の3の2第1項の規定による協議

別表第8の2の(6)のオ中「同条第8項」を「同条第9項」に、「長野県農業会議」を「都道府県機構」に改め、同クを同ケとし、同キを同クとし、同カ中「第15条の2第7項」を「第15条の2第8項」に改め、同カを同キとし、同オの次に次の事項を加える。

カ 第15条の2第7項(同条第9項において準用する場合を含む。)の規定による都道府県機構からの意見の聴取

別表第8の2の(7)のアの(イ)を削り、同(ウ)中「第4条第4項」を「第4条第7項」に改め、同(ウ)を同(イ)とし、同(エ)中「第4条第5項」を「第4条第8項」に、「都道府県」を「都道府県等」に改め、同(エ)を同(ウ)とし、同(オ)を同(エ)とし、同(カ)を同(オ)とし、同(キ)中「都道府県」を「都道府県等」に改め、同(キ)を同(カ)とし、同(ク)を同(キ)とし、同(ケ)中「長野県農業会議」を「都道府県機構」に改め、同(ケ)を同(ク)とし、同(コ)から(シ)までを同(ケ)から(サ)までとする。

別表第10の1中「、長野県伊那技術専門学校長」を削り、同9中「長野県佐久児童相談所長」の次に「、長野県児童相談所広域支援センター所長」を加え、同9を同10とし、同8を同9とし、同7を同8とし、同6中「、長野県福祉大学校長」及び「、長野県須坂看護専門学校長」を削り、同6を同7とし、同5を同6とし、同4を同5とし、同3中「長野県工科短期大学校長」を「工科短期大学校長」に改め、同3を同4とし、同2を同3とし、同1の次に次の事項を加える。

2 長野県須坂看護専門学校長及び長野県福祉大学校長の代決

(1) 副校長

(2) (1)の者もともに不在のときは、事務長

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。ただし、別表第2の5の(65)の次に次の事項を加える改正規定(同5の(66)のアに係る部分に限る。)及び別表第3の2の改正規定(「同(66)のアの(7)」を「同(66)のア、同(67)のアの(7)」に改める部分(この規則による改正後の事務処理規則別表第2の5の(66)のアに係る部分に限る。)に限る。)は、同年7月1日から施行する。

行政改革課